居宅介護支援重要事項説明書

医療法人社団 協友会

指定居宅介護支援事業所 八潮中央訪問看護ステーション

（2024.4.1 現在）

１．事業所の概要

（１） 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	指定居宅介護支援事業所 八潮中央訪問看護ステーション
所　　在　　地	埼玉県八潮市南川崎 722 番地 1
介護保険指定事業者番号	八潮市　1171000035 号
サービスを提供する地域	八潮市

（２）事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員（常勤）　１名
主任介護支援専門員（常勤）２名　　介護支援専門員（常勤）　１名
事務職員（常勤）　１名

（３）営業時間

平　　日	午前 ９時００分　～　午後 ５時００分 （２４時間連絡体制有）
休　　業　　日	土曜・日曜・国民の休日及び 12 月 30 日～ 1 月 3 日

（４）運営の方針

医療法人社団協友会が開設する指定居宅介護支援事業所 八潮中央訪問看護ステーションの介護支援専門員は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように配慮し、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される事業を行います。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、公正中立に総合的なサービスの提供に努めるものとします。

２．居宅介護支援申込みからサービス提供の流れ

（１） サービスのお申込み

まずは、お電話等でご相談お申込み下さい。相談依頼を受けて当事業所スタッフがお伺いし利用者、家族と面談します。

契約を締結した後、サービスの提供を開始致します。

（２） アセスメント（課題分析）

利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面談した上で置かれた状況を考慮し抱えている問題や解決すべき課題を把握分析します。

（３） 居宅サービス計画（ケアプラン）の原案作成

計画は、サービスを受ける利用者の希望や心身の状態を考慮して作成します。また、居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、利用者が事業者を選びます。

（４） サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、サービス担当者などとサービス担当者会議を開催します。（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することもあります。利用者又はその家族が参加する場合は、予め同意を得ます。）

（５） 利用者の同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

（６） サービスの開始

居宅サービス計画に沿って、サービスが開始されます。

（７） モニタリングの実施　（毎月の自宅訪問）

サービス開始後少なくとも月１回居宅訪問等し、居宅サービス計画の実施状況を把握し評価やふりかえりを行います。

（８） 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記（2）から（6）の実施をします。

（９） 給付管理

サービス実施状況・実績の確認を行い、毎月給付管理票を作成し国民健康保険団体連合会に提出します。

(10) 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

・病院等に入院しなければならない場合は退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、

病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。

・介護支援専門員は、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、利用者の心身における状況や疾患に対する情報等を必要に応じ利用者の同意を得て、主治の医師、又は関係医療機関（歯科医師、薬剤師等）に提供します。
・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。その場合、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成時に、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。また、医療機関退院後に通所や訪問のリハビリテーションサービスを希望する場合には、入院中の医療機関の医師に意見を求めます。
・居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや当該事業者を居宅サービス計画に位置づけた選定理由の説明を求めることができます。

３．利用料金

別紙参照

４．サービス利用に関する留意事項

介護支援専門員について

サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。交替を希望される場合には希望理由を明らかにしてご相談ください。但し利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

事業者の都合により介護支援専門員を交替する場合があります。その場合は利用者に対してサービス利用上不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

５．虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

利用者及び家族等、職員等からの通報があった場合には高齢者虐待防止対応規定に基づいて対応します。（市や関係機関への相談・報告など）

６．ハラスメント対策

（１）事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働き易い環境づくりを目指します。

（２）利用者が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

７．サービス内容に関する苦情

（１） 当事業所ご利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当　　久保　まみこ　　TEL　048-998-9233

（２） 苦情受付機関

八潮市役所 健康福祉部 長寿介護課　　TEL　048-996-2111

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談専用窓口　　TEL　048-824-2568

８．事故発生時の対応

（１） サービス提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な処置を講じます。

（２） サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

（３） 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

９．当事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人　社団　協友会
代表者役職・氏名	理事長　　平岡　邦彦
法人所在地	埼玉県吉川市大字平沼 111
電話番号	048-982-8311（代）

定款の目的に定めた事業

（１）病院・老人保険施設及び診療所の開設

（２）病院・老人保険施設及び診療所の経営のほか次の業務の遂行

営業所　　医療機関等　　居宅介護支援

介護老人保健施設　　訪問介護　　訪問看護ステーション

説明日　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者及び家族に対して『重要事項説明書』を説明しました。

【事業所】　指定居宅介護支援事業所
八潮中央訪問看護ステーション　　印

【所在地】　埼玉県八潮市南川崎 722 番地 1

【説明者】　　印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

【利用者】

住　所

氏　名　　印

【家族及び代理人】（続柄　　）

住　所

氏　名　　印